

水俣市湯の鶴温泉保健センター指定管理者選定方針

1 対象施設の概要

(1) 名 称

水俣市湯の鶴温泉保健センター

(2) 所在地

水俣市湯出字沖無田 1532番（本館）

水俣市湯出字湯下 2173番（足湯）

(3) 設置目的

温泉利用の効率化を図り、市民の健康増進に寄与する

2 施設の管理運営と指定管理者選定の基本的な考え方

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）等の関係規定に基づき施設の管理を行う。

なお、地域の観光事業者及び地域住民と緊密に連携しつつ、施設の適正な管理・運営を行う指定管理者を選定するため、公募により指定管理者を選定する。

3 指定管理者の業務等

(1) 温泉の利用促進に関する業務

(2) 市民の健康増進に関する業務

(3) 湯の鶴地域の活性化、地域づくりのための施設利用に関する業務

(4) センターの使用の許可及び減免に関する業務

(5) センターの使用料の収納に関する業務

(6) センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(7) その他、別紙仕様書に定める業務

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 開館時間 午前10時から午後8時まで（ただし4月から9月までは閉館時間午後8時30分まで）

*指定管理者は、市長の承認を得て、休館日及び開館時間を変更することができる。

(2) 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）

年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ただし、足湯については無休とする。

(3) 法令遵守等

指定管理業務を行うに当たっては設置条例及び水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例施行規則、行政関係法令、労働関係法令、施設・設備の維持管理又は保守点検に関する法令を遵守すること。

(4) その他

- ・指定管理者は、施設の運営により関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、必要な措置を講じること。
- ・指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、水俣市行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・指定管理業務において、作成又は取得した文書等は適正に管理し、5年間保存すること。
- ・指定管理業務においては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃

- 棄物の発生抑制及び、リサイクルの推進に努めること。
- ・環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン購入）に努めること。
 - ・施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - ・その他管理業務に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定める。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

6 管理に要する経費

水俣市湯の鶴温泉保健センターの管理に要する経費は、市が支払う委託料及び水俣市湯の鶴温泉保健センターの施設・設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）によって賄うこと。このうち、指定期間中に市が支払う委託料は、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めることとする。

なお、市からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めることとする。

基準価格 31,165,970円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（令和8年度：10,051,393円）

（令和9年度：10,297,374円）

（令和10年度：10,817,203円）

7 指定管理者としての資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 熊本県内に本社又は本店を有すること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成者の統制下にある者でないこと。
- (4) 水俣市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止の事実がある等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

8 審査の方法、審査の基準及び項目、配点等

申請者より提出された申請書類及び申請者によるプレゼンテーションを基に審査を行う。なお、選定委員会は非公開とする。

※審査基準及び項目、配点等は別表参照

9 選定委員会

選定委員会は水俣市副市長、産業建設部長、経済観光戦略課長の3名で構成する。

10 利用料金制の実施の有無

今回の指定管理では、設置条例第14条の規定に基づき、利用料金を指定管理者に收受させることとする。

なお、利用料金の額は条例に定める額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。併せて、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。